

高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度のご案内 (新高額障害福祉サービス等給付費)

概要

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用してきた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した類似(相当)する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

償還の対象

平成30年4月以降に提供された障害福祉相当介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)の利用者負担額のうち、介護保険法における高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護サービス費(以下、「高額介護サービス費等」という。)により償還された後、尚残る額。

※(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まない)

対象者(以下の全ての要件を満たす者)

- 65歳に達する日前5年間、引き続き介護保険相当障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)に係る支給決定を受けていたこと。
- 障がい者及びその配偶者が、当該障がい者が65歳に達する日の前日の属する年度分の市町村民税非課税者又は、当該障がい者が65歳に達する日の前日の属する月において生活保護受給者等であったこと。
- 65歳に達する日の前日において障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であったこと。
- 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。
- 対象の介護保険サービスを利用した月の属する年度において、利用者及び配偶者が市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。

提出物

同封の申請書等をご記入のうえ、添付書類をつけて下記まで郵送してください。

- 1、施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(様式第34号)
- 2、同意書・委任状
- 3、本人名義の通帳のコピー
(カナ口座名義人、金融機関コード、支店番号、口座番号の記載のあるページ)
- 4、個人番号(マイナンバー)がわかるもののコピー
- 5、介護保険被保険者証のコピー

注意点

新高額障害福祉サービス等給付費は、介護保険制度により利用者負担額が償還された後に尚残る利用者負担額が償還対象になるため、高額介護サービス費等の対象者はあらかじめ高額介護サービス費等の支給を受ける必要があります。また、償還は高額介護サービス費等の決定後となるため、支給はその後数ヶ月の期間を要しますのでご了承ください。

高額介護サービス費等の対象となった方には、介護保険課、保険年金課からお知らせの文書をお送りしていますので、それぞれの申請を行ってください。

申請・問い合わせ先

TEL:0776-20-5435

〒910-8511

福井県福井市大手3丁目10番1号

障がい福祉課 新高額担当者 宛